

# FOR TOMORROW

# しぶや法人

申告納税は



渋谷法人会長賞

【西原小学校】



渋谷区長賞

【代々木山谷小学校】



渋谷税務署長賞

【神南小学校】



女性部会長賞

【渋谷本町学園】

東京都渋谷都税事務所長賞 【神宮前小学校】



〈第5回「税に関する絵はがき」コンクール優秀作品〉

## —平成28年度税制改正大綱決まる！—

2016.4・5  
No. **540**  
平成28年

第4回通常総会に向けて	3
平成28年度税制改正大綱	4
税務コーナー	6
事業ア・ラ・カルト	8
都税コーナー	14

# 法人会掲示板 4・5月

## 4月・5月・(6月)実施する主な事業

- 4月4日 婚活委員会
- 4月5日 渋谷駅前清掃活動（青年部会）
- 4月5日 青年部会役員会
- 4月6日 源泉研究部会研修会、総会
- 4月8日 女性部会役員会
- 4月11日 初級簿記講習会（初日）6月2日まで全15回開催
- 4月14日 第10ブロックボウリング大会
- 4月19日 ビジネスマナーセミナー
- 4月20日 青年部会総会
- 4月22日 女性部会総会
- 4月27日 東京国税局調査第1部長講演、東京税関総務部長講演（詳細は案内チラシ参照）
- 4月28日 シブヤの日渋谷駅前拡大清掃活動（青年部会）
- 5月12日 財務委員会
- 5月17日 正副会長会、会計監査会、理事会
- 6月7日 渋谷駅前清掃活動（青年部会）
- 6月10日 第4回通常総会

## 定例説明会等のお知らせ

### 《決算法人説明会》

日時 4月14日(木) 午後1時30分～4時  
場所 渋谷税務署 7F 会議室

日時 5月18日(水) 午後1時30分～4時  
場所 渋谷税務署 7F 会議室

**該当の会社は是非ご出席下さい。**

※永年ご利用いただきました『無料税務相談』は本年度から中止させていただきます。

### パソコンセミナー

5つのコースを2回ずつ全10回開催（詳細は同梱チラシ参照）

### 健康診断

6月20日(月)、21日(火)、22日(水)、27日(月)、28日(火)、29日(水)

※詳細は別途封書にてご案内差し上げます。  
(5月上・中旬発送予定)

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

## 第4回 公益社団法人 渋谷法人会 通常総会のご案内

- 日時 平成28年6月10日(金) 午後2時00分～7時00分(午後1時00分受付)
- 会場 セルリアンタワー東急ホテル B2F(渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3359)
- 第1部 記念講演会(午後2時00分～3時30分)  
講師 元NHKエグゼクティブアナウンサー 宮田 修氏  
演題 「心を鍛える～震災を乗り越える日本人としての生き方～」
- 第2部 通常総会(午後4時00分～5時00分)  
決議事項 1.平成27年度収支決算・事業報告承認の件  
2.基本財産取崩しについて  
報告事項 1.平成28年度事業計画及び収支予算報告の件  
＜平成27年度会員増強功労者 表彰＞
- 第3部 懇親会(午後5時30分～7時00分) 会費：10,000円/1名  
※会員の皆様には別途ご案内差し上げます。

**※ご出欠に関わらず、是非“委任状”の提出をお願いします。**



株式会社ジムはISO14001 認証取得企業として、商品・企業活動を通じてメッセージを送り続けます。

# 第4回通常総会に向けて各委員会を開催

6月10日(金)開催の総会に向けて各委員会を開催した。2月10日(水)厚生委員会、16日(火)財務委員会、17日(水)事業研修委員会、18日(木)税制委員会、24日(水)社会貢献委員会、29日(月)総務委員会、3月2日(水)広報委員会、10日(木)組織委員会を開催し総会提出議案を審議し、3月23日(水)の理事会で承認された。6月10日(金)開催の第

4回総会において事業報告、予算報告そして決算報告承認を受ける。



本田審理担当上席挨拶



会長挨拶



新居厚生委員長挨拶



厚生委員会

## 平成28年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成28年度税務職員採用試験」を行います。  
興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

- ◇ 受験資格
  - 1 平成28年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成29年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
  - 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者
- ◇ 申込手続
  - 1 インターネット申込み **(原則、インターネット申込みとなります。)**
    - (1) 受付期間
      - ・ 平成28年6月20日(月)9時～平成28年6月29日(水) [受信有効]
      - ・ 申込専用アドレス [\[http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html\]](http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)
    - (2) 受験案内(インターネット申込用)交付期間及び入手方法
      - ・ 平成28年5月9日(月)～平成28年6月29日(水)
      - ・ 人事院ホームページ(国家公務員採用情報NAVI)からダウンロード [\[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm\]](http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm)

(注) 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)にも備えています(土・日曜日及び祝日を除く9時から17時。)
  - 2 インターネット申込みができない場合(受験申込書を郵送又は持参)
    - (1) 受付期間
      - ・ 平成28年6月20日(月)～平成28年6月22日(水)
      - ・ 郵送：平成28年6月22日(水)までの通信日付印有効
      - ・ 持参：平成28年6月22日(水)17時までの提出に限り有効
    - (2) 受験申込書提出先
 希望する第1次試験地に対応する人事院各地方事務局(所)
 

(注) 第1次試験地が東京国税局管内の場合は人事院関東事務局  
〒330-9712 さいたま市中央区新都心1-1
    - (3) 受験申込書・受験案内(郵送・持参申込用)交付期間及び交付場所
      - ・ 平成28年5月9日(月)～平成28年6月22日(水)
      - ・ 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)  
(土・日曜日及び祝日を除く9時から17時)
- ◇ 試験日
  - 第1次試験 平成28年9月4日(日)
  - 第2次試験 平成28年10月12日(水)～平成28年10月21日(金)のうち指定された日時
- ◇ 問合せ先
 渋谷税務署総務課 (TEL 03-3463-9181 内線4002)

# 平成28年度 税制改正大綱

## 法人税率20%台への引き下げ、消費税に軽減税率の導入盛り込まれる

政府は、平成27年12月24日に平成28年度税制改正大綱を閣議決定しました。

平成28年度には、法人実効税率が29.97%となり、成長志向の法人税改革が実現しつつあります。また、社会保障の充実・強化を実現するために、平成29年4月の消費税率10%への引き上げと同時に、低所得者への配慮として軽減税率を導入することが盛り込まれました。

### 法人税関係

#### ■法人実効税率のさらなる引き下げ

昨年に引き続き、法人実効税率がさらに引き下げられます。法人税の税率が、平成28年4月1日以後に開始する事業年度については、現行の23.9%から23.4%に引き下げられ、さらに、平成30年4月1日以後開始する事業年度については、23.2%まで引き下げられます。地方税を含めた法人実効税率は平成28年度には、目標とされていた20%台に到達します。

#### ■外形標準課税の拡大

大法人(資本金1億円超の法人)の外形標準課税については、所得割を縮小、資本割と付加価値割の割合が増加します。なお、所得割が縮小されることにより、所得割に対する地方法人特別税率が引き上げられます。基本的には内訳の変更ですが、所得割の縮小に伴い、赤字法人に対する税負担が増すことになります。

#### ■減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物について、定率法を廃止し、定額法が採用されることになりました。なお、鉱業用の建物、建物附属設備及び構築物については、定額法又は生産高比例法の選択が認められます。

#### ■欠損金の繰越控除制度の見直し

大法人(資本金1億円超の法人)の控除限度額について、平成27年度改正において、段階的に引き下げられることになっていましたが、その取扱について下記のとおり変更となりました。なお、中小法人等については、従来通り

控除限度額の制限は適用されません。

- ・平成27年4月から平成28年3月までに開始する事業年度 65% ⇒ 65%
- ・平成28年4月から平成29年3月までに開始する事業年度 65% ⇒ 60%
- ・平成29年4月から平成30年3月までに開始する事業年度 50% ⇒ 55%
- ・平成30年4月以後開始する事業年度 50% ⇒ 50%

また、繰越欠損金の繰越期間が現行の9年から10年に延長される措置については、施行時期が1年遅れ、平成30年4月以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用されます。

#### ■生産性向上設備投資促進税制の廃止

非常に多く利用されてきた生産性向上設備投資促進税制は、平成29年3月31日に取得された資産までで、制度が廃止されます。また、即時償却と税額控除率の上乗せ措置について、平成28年3月31日までとされている適用期限は延長しないこととされました。

#### ■企業版ふるさと納税制度の創設

地方再生法の改正を前提として、青色申告法人が、平成32年3月31日までに、地方再生法の認定地域再生計画に記載された地方創生推進寄附活用事業に関連する寄付金を支出した場合に、法人税の5%を上限として一定の税額控除が受けられます。

### 所得税関係

#### ■空き家に係る譲渡所得の特別控除制度

相続の開始の直前に被相続人の居住の用に供されていた一定の家屋及び、その敷地の

用に供されていた土地等を、相続により取得した個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までに、一定の要件で譲渡した場合には、居住用の財産の譲渡所得の3千万円の特別控除が適用されます。

### ■住宅の三世代同居改修工事等に係る特別控除制度

所有する居住用の家屋について一定の三世代同居改修工事を含む増改築をして、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、居住の用に供した場合に、ローン残高に応じた税額控除又は自己資金で増改築した場合の税額控除が適用されます。

### ■セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行い、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己及び生計を一にする親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入した場合に、その年中に支払った対価の額の合計額が1万2千円を超える時は、その超える部分の金額(上限8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除されます。

なお、一定の取組とは、特定健康検査、予防接種、定期健康診断、がん検診等であり、一定のスイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品です。

## 消費税関係

### ■消費税率の軽減税率制度の導入

消費税率の軽減税率制度が、平成29年4月1日から導入されます。軽減税率は、現行の消費税率と同じ8%であり、対象品目は下記の通りです。

- ① 飲食料品(食品表示法に規定する食品で酒税法に規定する酒類を除きます。また、外食サービスは除きます。)
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

### ■適格請求書(インボイス)保存方式の導入

平成33年4月1日から適格請求書保存方式が導入されます。仕入税額控除の要件として適格請求書の保存が必要となります。

適格請求書とは、適格請求書発行事業者の

登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類です。

適格請求書を交付するためには、適格請求書発行事業者の登録が必要で、平成31年4月1日から申請できます。なお、免税事業者は、適格請求書発行事業者として登録できません。適格請求書を発行する必要がある場合は、課税事業者を選択して、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。

### ■適格請求書等保存方式導入までの措置

課税仕入が軽減税率対象品目である場合は、帳簿にその旨を記載します。また、軽減税率対象品目に係る請求書には、軽減税率対象品である旨と税率が異なるごとに合計した対価の額を記載する必要があります。

## その他

### ■クレジットカード納付制度の創設

国税の納付手続について、クレジットカードによって納付することができるようになります。この場合に、クレジット会社が、委託を受けた日に納付があったものとみなして、延滞税、利子税が計算されます。なお、クレジットカードの利用手数料は、納税者の負担となります。

### ■マイナンバーの記載対象書類の見直し

マイナンバーを記載しなければならいこととされていた所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、給与所得者の扶養親族申告書、退職所得申告書など多くの書類にマイナンバーの記載が不要となります。

### ■固定資産税の軽減措置

中小企業の生産性向上に関する法律の制定を前提に、平成31年3月31日までに、認定生産性向上計画に記載された生産性向上設備のうち一定の機械及び装置を取得した場合は、固定資産税の課税標準を最初の3年間は2分の1とする措置が講じられます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

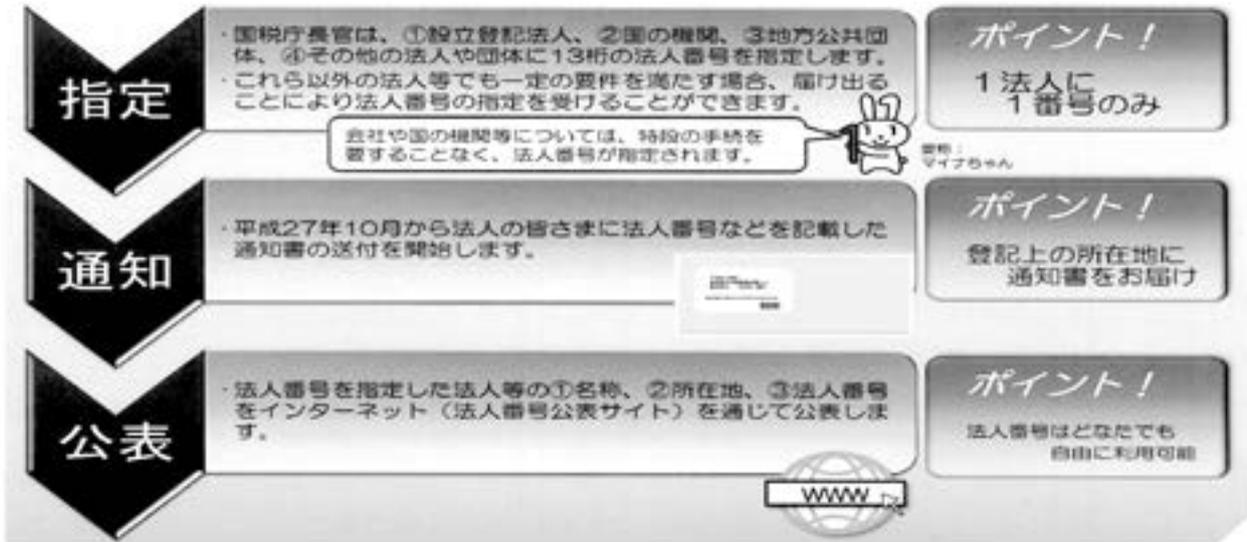
東京法人会連合会

# 税 務 署

## 法人番号について

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。

### 法人番号の制度概要



法人番号は、どなたでも利用可能で、インターネット上で公表します。

#### 国税庁法人番号公表サイトの特徴

- ① 法人情報を番号・名称・所在地で検索
- ② 法人情報のダウンロード機能
- ③ Web-API機能（システム間連携インタフェース）



- ④ マルチデバイス対応  
パソコンからの利用に加えて、タブレット、スマートフォンからも利用可能

### 法人番号に係る各種情報の掲載について

#### 法人番号の最新情報

法人番号の最新情報については、国税庁ホームページの特設サイトをご確認ください。

- ・国税庁HPのトップページの をクリック。

(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>)

➤法人番号の制度概要について、詳しく解説しています。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/houjinbangou/kuwasiku.htm>

➤法人番号の公表機能に関する仕様について、詳しく解説しています。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/houjinbangou/kuwasiku-kohyokinou.htm>

#### マイナンバー制度の最新情報

- ・ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> 【内閣官房マイナンバー HP】

- ・マイナンバー制度のお問い合わせ（フリーダイヤル）0120-95-0178  
(マイナンバー)

e-Taxを利用しよう

## 都税事務所だより

### 5月は自動車税の納期です

平成28年度の自動車税納税通知書は、5月2日（月）に発送します。



＜納期限＞ 平成28年5月31日（火）

＜ご利用になれる納付方法＞

- ◆金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口
  - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ◆コンビニエンスストア
  - 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
  - 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご覧ください。
  - コンビニエンスストアで納付をする際には「レシート」と「領収証書」を必ずお受け取りください。領収証書は、納税をしたことを証明する大切な書類ですので、領収印が明確に押されていることをご確認のうえ、大切に保管してください。
- ◆ATM・インターネットバンキング・モバイルバンキング・クレジットカード

#### 車検用の納税証明書（はがきサイズ）は郵送されません

納税証明書が必要な方は、納付後、約2週間後に都税事務所・自動車税事務所等へ申請してください。車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税の納税確認を電子的に行うことができるようになったため、ペイジー・クレジットカードで納付した方への車検用納税証明書（はがきサイズ）の郵送は平成28年3月末をもって終了しました。車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

- ペイジー（ペイジー）対応のATM（現金自動預払機）から納付できます。
- インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の方（事前に金融機関への申し込み手続きが必要です。）はパソコンまたは携帯電話からも納付できます。金融機関により、利用できるサービスが異なりますので、詳しくはお取り引きされている金融機関へお問い合わせください。
- パソコン・スマートフォン等からクレジットカードを利用して納付することができます。
- 領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。
- なお、システムメンテナンスのため、一部利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】 東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

詳しくは、東京都主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）の「都税の納税等について」をご覧ください。

東京都 主税局

検索

～都内に住所等を有しない方へ～

### 固定資産税・都市計画税、不動産取得税の納税管理人制度をご存知ですか？

納税義務者が都内に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定めなければなりません。海外への転勤などにより、長期不在となる場合も含まれます。

納税管理人を定めた場合には、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁に納税管理人申告書を提出してください。

詳しくは、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁にお問い合わせください。

なお、東京23区以外に所在する不動産に関する固定資産税・都市計画税については、各市町村にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 固定資産税課 電話 03-5420-1621(代表)



みんなの力で法人会を大きく育てよう

法人会  
事業  
アラカルト

**所得税確定申告書作成セミナーを開催**

平成27年確定申告期間を前に、渋谷法人会では渋谷間税会、源泉研究部会、渋谷優法会と共催で、所得税の確定申告書作成セミナーを1月26日(火)渋谷区立商工会館に於いて午後1時30分より3時30分まで開催し、給与所得者と確定申告についてと国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」利用した申告方法について講習を受けた。

講師は、個人課税第一部門の三又上席国税調査官。出席者は13名。



所得税申告書の作成講習会



講師：個人課税1部門  
三又上席調査官

**源泉所得税セミナーを開催**

去る2月9日(火)渋谷法人会館に於いて、午後1時30分から3時30分まで源泉所得税セミナーを渋谷間税会、渋谷優法会との共催で開催した。内容は平成27年度源泉所得税関連改正についてと源泉徴収のしかたについての説明があった。

講師は法人課税第3部門 山本統括官と関審理担当上席国税調査官。出席者39名



講師：法人課税第3部門  
関審理担当上席



源泉所得税セミナー



講師：山本法人第3統括官

**消費税研修会を開催**

消費税の研修会を2月23日(火)渋谷法人会館において午後1時30分から3時30分まで渋谷間税会、渋谷優法会との共催で開催した。内容は消費税の概要と事例研究。今後正式に税率引き上げ等確定しましたら、別途説明会・講習会を開催いたします。



講師：牧野上席調査官



消費税研修会

講師は渋谷税務署法人課税第2部門 牧野上席国税調査官。出席者は50名。

**経営セミナーを開催**

一経営者・経理担当者のための決算書の見方・読み方

経営や経理に携わる方々にとって必要な『決算書の見方・読み方』について3月1日(火)午後1時30分から3時40分まで、渋谷法人会館において開催した。

講師は、税理士・経営コンサルタントの大矢博先生にお願いした。出席者80名。



講師：大矢 博氏



経理実務担当者セミナー

**印紙税研修会を開催**

去る3月3日(木)に印紙税研修会を午後1時30分から3時まで渋谷区立商工会館において、渋谷間税会、渋谷優法会との共催で開催した。

印紙税の概要と事例研究について説明があった。

講師は、法人課税第2部門 穴見統括官。出席者は、39名。



講師：穴見統括官



印紙税研修会

**法人税確定申告書の書き方講習会を開催**

去る3月7日(月)、9日(水)、11日(金)の3回に亘り、午後1時30分から4時30分まで法人税確定申告書の書き方講習会を渋谷法人会館に於いて開催した。

今講座は3日間で一講座として開催した。講師は昨年引き続き全て渋谷税務署法人課税第1部門 角(かど)審理担当国税調査官に担当していただいた。

出席者は延べ130名だった。

電子納税、電子申告を活用しよう



講師：角審理担当調査官



法人税確定申告書の書き方講習会

## ブロックだより

### 第10・11ブロック合同研修会を開催

去る2月4日(木)午後4時より、公益財団法人水交会に於いて第10・11ブロックの合同研修会を開催した。

当日は、丸山第11ブロック長の挨拶で始まり、10・11ブロック担当の八木原副会長挨拶、そして研修会第1講座として、サムライセブン代表 吉田義人氏を講師に迎え『リオ五輪7人制ラグビーを応援しよう』と題して、ご講演いただいた。

続いて第2講座に入り、渋谷税務署法人総括担当副署長の吉田 孝氏に『税務行政の現状等』と題して、税に関わる話をお聞きました。

その後同所において、懇談会を催し平成27年度新入会員等の企業紹介、名刺交換や情報交換をして有意義な時間となった。

最後に細川第10ブロック長の中締め、閉会のことばで締めた。出席者122名。



講師：吉田義人氏



講師：吉田副署長



第10・11ブロック合同研修会

### 第7ブロック新年会を開催

#### 第7ブロック (田中ブロック長)



去る2月8日(月)第7ブロック(笹塚1～3丁目、幡ヶ谷1～3丁目)では、毎年恒例のブロック新年会を東京オペラシティ内、東天紅で開催

した。

当日は、来賓含め65名が出席。司会者からの会社紹介等で交流を深めた。

### 第3・4・6ブロック合同研修会を開催

去る2月22日(月)午後4時30分より渋谷東武ホテルにおいて、第3・4・6ブロック合同研修会を開催した。

まず、藤木第4ブロック長の挨拶に続き、渋谷税務署法人調査担当副署長の平栗芳治氏より、「税のよもやま話」と題しご講演いただき、続いて懇談会に入った。

出席者は57名。



第3・4・6ブロック合同研修会



藤木第4ブロック長挨拶



講師：平栗副署長



柳田会長挨拶

### 本町まつりに参加

#### 第8ブロック (光山ブロック長)

3月13日(日)本町学園グラウンドで本町まつりが開催され、渋谷法人会も昨年に引き続き参加、渋谷税務署提供の税金クイズを実施して、訪れた親子にトライしてもらい、法人会をアピールした。



本町まつり

## 部会だより

### 『租税教室』を開催 (鳩森小学校)

全国法人会総連合の青年部会は、将来を担う小学生を対象に税金とは何か？税金はなぜ必要なのか？ということ学んでもらい、税金を正しく理解してもらうために租税教室を全国で開催している。

今回、渋谷法人会青年部会でも第1回目として、1月28日(木)千駄ヶ谷の鳩森小学校の6年生12名を対象に『租税教室』を開催した。

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

当日は、楽しく学べるように“じゃんけん”や“アニメ”を利用して、税金の種類と概略、税金は何に使われていて、もし税金がなかったら…といったことから、日本と外国の消費税、最後にマイナンバーについて説明した。

来年度も区内の小学校で順次開催していく。



租税教室（鳩森小学校）

### 青年部会渋谷ニュー駅伝に参加

1月24日(日)代々木公園で開催された渋谷ニュー駅伝に法人会青年部会から今年は8名(2チーム)参加し、44位、91位だった。



しづかニュー駅伝2016

これは毎年この時期に開催されているもので、学生や各企業などいろいろな団体から参加者があり、一般男子だけでも147のチームが参加し、渋谷税務署からも多数のチームが参加した。

### 女性部会新春特別研修・新年会

女性部会は、1月21日(木)午後4時30分より、原宿東郷記念館に於いて新春特別講演会と新年賀詞交歓会を



講師：平栗法人調査担当副署長



研修会

開催した。

第一部特別講演会では、渋谷税務署平栗副署長より「税のよもやま話」と題して、税務調査についての講演をいただいた。

続いて第二部平成28年新年賀詞交歓会は、歌謡ショーや懇談で和やかながら活気ある会となりった。出席者53名。



金森署長ご挨拶



石田女性部会担当副会長挨拶



名和女性部会長挨拶



女性部会新年賀詞交歓会

### 源泉研究部会役員・世話人会を開催

去る2月19日(金)午後5時から、源泉研究部会役員・世話人会を開催し、平成27年度事業報告と28年度事業計画、総会日程について話し合った。

出席者は渋谷税務署法人課税部門山本第3統括官と関審理担当上席調査官、法人会からは松本部会長はじめ13名。



源泉研究部会役員・世話人会



柳田会長挨拶



山本法人第3統括官挨拶



松本部会長挨拶

メールアドレスを登録しよう

## 「良い言葉」「善い行い」「善い結果」で人生を変える

### ●「良い事」や「悪い事」が起きるのは

まずは、艶めいた話から始めましょう。時代劇で「江戸吉原」という地名がよく出てきます。遊郭があった場所で、ここに吉原遊郭ができたのは、1657年の「明暦江戸大火」以降で、それまで、遊郭は日本橋にありました。それが大火で焼け出されてしまったので、浅草の観音様の裏に引っ越します。そこは葦(あし)が生えている原っぱで、はじめは「葦原(あしはら)」と呼んでいたそうです。しかし「あし」では、「悪し」で、縁起がよくない。そこで「あし」を「よし」とし、「吉」の字を当てて「吉原(よしはら)」にしたそうです。「葦」で囲んだ小屋を「葦簀張り」と書きますが、読みは「よしずばり」となり、同じ言い換えです。

少しも艶めいた話ではなかったのですが、もう少し、お付き合いをしてください。「厄年」というと、その年齢になった人は、けっこう気になります。女性の厄年は「33歳」、男性の厄年は「42歳」で多くの人は、神社仏閣に行って「厄払い」をしてもらいます。厄年の女性は、「神社仏閣に行って『櫛』を落としてくるとよい」という言い伝えもあります。

なぜ33歳、42歳なのかというと、33は「散々な目に合う」、42は「死に目に合う」に通じるからと言われていました。「櫛」は「苦死」に通じるから、これを落としに神社仏閣に行く、ということになります。

日本は「言霊の幸ふ国(ことだまのさきわうくに)」で、「口に出した言葉の霊力が、幸福をもたらす国」と、古来言われていました。良い言葉を発すれば、良い事が起き、不吉な言葉を発すると「凶事」が起きると信じられていました。だから、結婚式で「切れる」「分ける」、葬儀で「重ね重ね」「たびたび」といった「忌み言葉」をを使わないのです。

発する言葉によって、良い事、悪い事が起きることを、昔の人は知っていました。しかし、なぜ、そうなのか？ それがわからないので、「霊力」によるものだ、と思ったのでしょう。

今ならば、心理学でいうところの「潜在意識」で、

簡単に説明ができると思います。良い言葉、明るい言葉、肯定的な言葉を常に発していれば、「潜在意識」を刺激して、「プラス思考」となり、悪しき言葉、暗い言葉、否定的な言葉は、「マイナス思考」をもたらすのです。

### ●「良い言葉」が「善い行動」を促す

ところで、日常では、あまり使われない言い方ですが、テレビドラマなどで、「わたし、ほめられると伸びるタイプなんです」というセリフをよく耳にします。誰だって、「ガミガミ」言われて指導されるよりも、良いところをほめられた方が、その気になって頑張ります。

でも、自分から「わたしの長所をほめてください」となかなか口にできません。そこで、そのテレビドラマのセリフに共感を覚えるのでしょうか。

たしかに、「お前はだめだ」「ここがよくない」「どうせ無理だろう」と、欠点ばかりを取り上げられると、「やってやるぞ。今に見てみる」と、発奮する人はごくまれで、ほとんどの人が、自信とやる気を失うでしょう。そして、「このところ、ついていなくて、失敗続き。本当にいやになっちゃうよ」と、いつも口に出すようになり、正しい判断ができなくなるので、行動が、ちぐはぐになり、ますますツキから見放されてしまう、ということもあるわけです。

要するに「良い言葉」だけが、「善い行動」を促すわけで、「モチベーション」は、積極的で前向きな言葉によって高まるのです。だとすれば、自分の長所と短所を知り、「ぼくは、何かミスをする。本当に何をやっても駄目な人間だ」と、思うのではなく、「この欠点を克服するだけで、ぼくは、素晴らしい人間になれる」と、考えれば、行動がよい方向に変わり、良い結果が生まれてくるはずです。

「良い言葉・善い行い・良い結果」と、いつも言うだけで、あなたの人生は、大きく変わるのです。

それが潜在意識の力です。

# おっと危ない!

## 言葉の落とし穴

### ●高感度 「アップ」が付くのは…

「清潔感を出して高感度アップ」「高感度アップ間違いなしのヘアスタイル」

それをいうなら「好感度アップ」だ。「好感度」は、好ましいと感じる度合い。「好感が持てる」などの「好感」に度合いの「度」をくっつけた言葉だ。芸能人の好感度ランキングなどは、好かれている順位と考えればよい。

一方、「高感度」は「高」+「感度」で、高い感度のこと。カメラとか受信機とかでよく使われる言葉だ。「感度アップ」とは使っても、「高感度アップ」とは言わないだろう。

### ●上意下達 「下達」の読みは?

上の者の考えや命令(=上意)を下下の者に伝える(=下達)という意味。「じょういげたつ(げだつ)」と読む人も多いが、正しくは「じょういかたつ」だ。

「上意」の反対は「下意」で、しもじもの者の考えや気持ちのことをいう。また、「下達」の反対は「上達」で、上の者に伝わることをいう。

これらを組み合わせた「下意上達」は「上意下達」の反対語。下の者の意見などが上の者に伝わるという意味の四字熟語だ。これも無論、「げいじょうたつ」ではなく「かいじょうたつ」と読む。

### ●まごにも衣装 孫じゃないよ!?

七五三で着飾っていると、近所のおばさんが「お嬢ちゃん、今日は一段とかわいいね」と声をかけ、父親が「まごにも衣装ですよ」と答える。で、その子が「私は娘なのに、何で『孫』なの」と首をかしげる。笑い話だ。

「まごにも衣装」は「馬子にも…」と書く。「馬子」は昔、馬を引いて人や荷物を運んだ職業の人。「馬子に縵袍(=どてら)」という言葉もあるように、馬子は粗末な着物が「定番」だった。「馬子にも衣装」は誰でも外見を着飾れば立派に見えるという意味なのだ。

### ●コロンプスの卵 本来の意味は…

コロンプスは新大陸発見を祝う会で、集まった人たちに「卵を立ててみよ」と言い、誰もできなかったのを見て、卵の端をつぶして立ててみせた。この逸話から「発想の転換の妙」のことを「コロンプスの卵」というと思っているひとも多いが、本来はちょっと違う。

コロンプスは席上、「新大陸はとにかく西に進めば発見できたのだから、誰でも可能」と言われた。それで卵をつぶして立ててみせ「知ってしまえば簡単なことも最初にやることに意義がある」と説いた。これが「コロンプスの卵」の意味だ。

## 防災・防犯 たまたま箱

尾崎 素那栄 ●災害防止アドバイザー

## 地震対策、 守るべき4つのこと

「怖い、怖い」と思いながらも、「生きるか死ぬかは運しだい」「天災だから仕方がない」などと思いませんか。備えと心構えで、地震の被害は必ず軽減できます。何の対策もせずに被災してしまった場合、それは人災といえなくもありません。家族とわが家、暮らしを守るために真剣に考え、いざというときを乗り切るための行動を、いますぐ起こしてください。

### ①地震の危険度を知る

自宅周りの地盤や土地の形状による液状化、崩落の危険性、火災が発生した場合の延焼の危険度を調べておきましょう。

国や自治体では、調査の結果をホームページや資料室などで公開して

います。危険度を知ると、どうすればよいか、対策が見えてきます。

### ②建物の耐震性を高める

自宅の耐震強度を上げたいと思っても、予算の問題ですぐに工事ができない場合もあるでしょう。自治体を実施している助成制度などを利用することも考えて、可能な限りの耐震性を確保しましょう。

また、耐震工事が無理な場合でも、住宅倒壊時にシェルターの役割を果たす耐震ベッドも開発されています。自治体によっては購入に助成金が出る場合がありますので、各自自治体に問い合わせてください。

### ③家具の転倒・落下対策を施す

震源に近い場所では建物が倒壊し

なくても、家具の転倒・落下物による負傷などの被害が発生します。日ごろから正しい知識と手法で対策を講じていれば、必ず被害の軽減につながります。補強金具ひとつでも確実に防災力が高まり、完全に転倒・落下するまでのわずかな時間稼ぎにもなります。このわずかな時間でも命を守ることができます。

### ④避難用グッズを備える

自宅が全壊、半壊、避難地域に指定されたら、避難所生活を余儀なくされます。しかも救援物資が届くまでに数日間かかることが想定されます。この数日間を生き延びるために、必要な防災グッズをそろえておきましょう。

各家庭の事情に合わせて、必要なものを厳選するのがコツです。予備のメガネや補聴器、お薬手帳なども忘れがちです。また、外出中に被災する場合がありますので、携行用の防災グッズについても考えておきましょう。

e-Taxを体験してみよう!

## 平成28年1月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
5	三丸興産(株)	吉岡久仁夫	宇田川町36-19-501	3461-6973	不動産賃貸
7	Au peche gourmand	吉澤美智子	幡ヶ谷2-24-2	6276-6332	飲食店
8	(株)大秀不動産	大場 秀夫	本町3-38-5	5350-1641	不動産業
9	(株)ムーブマン	羽佐間圭介	代々木2-23-1	3320-1981	映像制作
10	トラボックス(株)	吉岡泰一郎	千駄ヶ谷4-10-2	5856-9657	洋菓子製造・販売業
11	(株)デイトナ・インターナショナル	鹿島 研	神宮前3-21-8	5770-8798	小売業
11	(株)グローバルプロデュース	光畑 真樹	神宮前6-35-3	5738-2117	イベントプロデュース
区外	東京ヤクルト販売(株)	菊池 清隆	台東区台東2-19-9	3834-8960	
区外	東京ヤクルト販売(株)	堀田 義博	台東区台東2-19-9	3834-8960	

## 平成28年2月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	中島典子税理士事務所 なかじま社会保険労務士事務所	中島 典子	広尾1-7-26	3797-3558	税理士・社会保険労務士・FP
1	(株)シネボーイ	北條 則明	東2-2-8	3797-1820	CG映像制作
1	(株)Integral Pirates	北條 則明	東2-2-8	3797-1822	映像制作
3	(株)オーガスタ	梶間 大輔	渋谷1-8-3	6805-1532	コンサート運営補助
3	(株)RCTジャパン	持田騎一郎	渋谷2-21-1		薬事法コンサル
6	(有)ハウスリーダー	水島 嘉人	上原1-36-9	3485-1517	不動産業
7	(株)優クリエイト	高橋 茂一	笹塚1-55-7	5333-7700	人材派遣業
7	グローバルIC(株)	牧野 憲賢	幡ヶ谷2-6-12	6302-1145	インターネット
7	(有)ジーティーポール	牧野 秀哲	幡ヶ谷2-6-12	5371-4696	サービス業
8	ハウジングエスクロー(株)	三柴 丈雄	本町1-3-5	6276-5330	不動産業
9	Seven Ocean(株)	志田 幹	代々木2-14-5	5309-2804	経営コンサルタント業
11	(株)エージーリミテッド	飯野 健一	神宮前3-25-18	6434-7944	卸・小売業
区外	新栄不動産ビジネス(株)	新田 隆範	新宿区新宿6-24-16	5287-1041	不動産総合管理

## 塗料・建築仕上塗材の総合商社

# 株式会社 **イビナ**

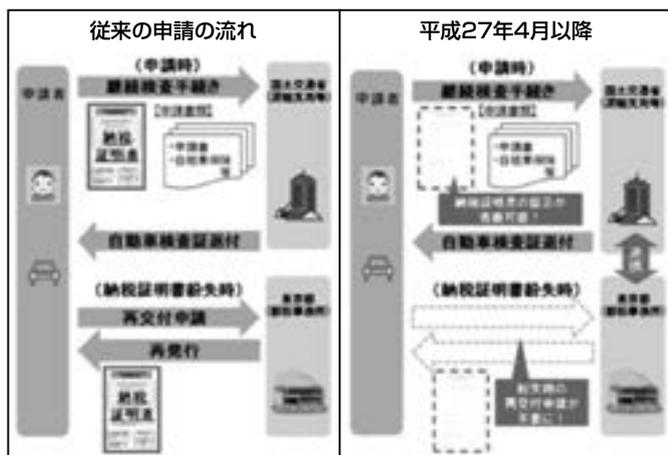
本社 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前6丁目18番10号  
 連絡：TEL 042-499-7755 FAX 042-483-4899



## 車検時の自動車税納税証明書の提示が省略可能になりました！

平成27年4月より、継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税の納税確認を電子的に行うことが可能になりました。そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も不要になります。

ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。この期間内に車検を受ける場合には、金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税納税証明書（継続検査等用）をご提示ください。



これに伴い、Pay-easy（ペイジー）やクレジットカードによる納付の際に郵送していただくはがきサイズの納税証明書は、平成28年3月末をもって終了しました。

詳しくは、各都税事務所にお問合せください。

### 【ご注意ください】

- ◆納付後10日程度の間車検を受ける場合は、金融機関等の窓口で納付して納付書右端の自動車税納税証明書をご提示ください。
- ◆Pay-easy（ペイジー）やクレジットカードによる納付の際に郵送するはがきサイズの納税証明書は、平成28年3月末をもって終了しました。

## 都税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください

### <口座振替がご利用いただける都税>

・個人の事業税 ・固定資産税 ・都市計画税(土地・家屋)\* ・固定資産税(償却資産)\*

※23区内に所在する資産が対象です。ただし、随時課税分を除きます。

### <申込方法>

次の方法があります。

- ①都の公金を取り扱う銀行等の金融機関及び郵便局の窓口で、都税口座振替依頼書（3枚複写式）に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。その際には、(1) 預(貯)金通帳、(2) 通帳届出印、(3) 納税通知書をご持参ください。
- ②納税通知書（固定資産税の随時課税分を除く。）に同封されている都税口座振替依頼書（ハガキ式）に必要事項をご記入のうえ、ポストに投函してください。
- ③東京都主税局ホームページから「都税口座振替(自動払込)依頼書(ダウンロード専用依頼書)」をダウンロード・印刷し、必要事項をご記入のうえ、郵送にてお申し込みください。

### <申込期限>

口座振替を開始しようとする月の前月の10日（土・日・休日にあたる場合はその翌日）まで（納期限が土・日・休日にあたる場合は、その翌日が納期限となります。これにより、納期限が翌月となった場合は、前々月10日までにお申込みください。）

### 【お問い合わせ先】

主税局徴収部納税推進課 03-3252-0955

※1 5月2日(月)から電話番号を変更します。

※2 住所の変更や課税の内容については、所管の都税事務所へお問い合わせください。

渋谷都税事務所 03-5420-1621 (代表)



振替納税を利用しよう

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先を変更される方へ～

## 都税事務所への「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」の提出はお済みですか？

住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の送付先は変更されません。

登記手続きがお済みでない場合は、「固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先変更届」を都税事務所にご提出ください。

○「固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先変更届」は、23区内の固定資産税及び都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。

(変更できないもの(例)) 不動産登記簿上の所有者の住所・氏名、納税通知書の名義人の氏名

○海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。詳しくは、資産の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、資産の所在する区を管轄する東京法務局本局又は出張所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 固定資産税課 電話 03-5420-1621(代表)

しづや法人No.539  
季節のクロスワードパズル◎解答

◎解答 ソングクウ

ニ	ン	ジ	ヤ	■	テ	ン	キ
ツ	■	マ	リ	ツ	キ	■	ノ
コ	モ	ン	■	ウ	■	ソ	コ
ウ	ン	■	ヒ	デ	ヨ	シ	■
■	キ	ビ	ダ	ン	ゴ	■	ワ
ケ	ー	■	マ	■	レ	イ	ク
ン	■	ゴ	リ	ラ	■	ク	セ
カ	タ	キ	■	バ	ン	ラ	イ

◎当選者

しづや法人No.539の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございました。当選者は、下記の方々です。

- (株)エムエスアート 小幡 彰子様
- (有)タケナカ 竹中 勲様
- 東京精溜工業(株) 高橋由起江様
- (有)アスタリスク 藤井 健二様
- シンキングアバウト(株) 水野 博美様

正解者の中から  
抽選で5名の方に  
クオカード1000円分  
をプレゼント!

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③送付先④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、平成28年5月6日(金)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

### 季節のクロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子

1		2		3	4	5	
		6	7				
8	9		10			11	12
13		14			15		
		16		17			
18	19					20	
			21		22		
23					24		

タテのカギ

- 1 “初心運転者標識”の通称です
- 2 忍耐を説いたことわざ「○○の上にも三年」
- 3 新弟子さんが雑巾やモップで
- 4 サナギから、いよいよ蝶に
- 5 お店のオープン。全員が新人です
- 7 天気雨は狐の○○○○。コンコン新婚さんね
- 9 妻が第一子出産。夫はホヤホヤのこれに
- 12 お坊さんになりたて、上手く撞ける?
- 14 グッと歯を食いしばって
- 15 課長の真向かいには落ち着かないワ
- 17 やがて開花するでしょう
- 19 \$の読み方。オイル○○○
- 20 新人の飼育係君、アミメ○○○の蹴りに驚愕
- 21 選挙○○の上で熱弁、新人立候補者
- 22 真新しい制服に、初めて○○を通します

ヨコのカギ

- 1 新人芸人さん、観客から取れたら有望です
- 3 会社は創立。雑誌なら?
- 6 「私は今度新しく…」と自己○○○○○
- 8 太鼓のお稽古、コレの持ち方から
- 10 タイル職人の修行は“つなぎめ”命
- 11 熱いうちに打て
- 13 過失。あやまち。誰にもあるさ、ドンマイ!
- 15 ○○○の道も一歩から
- 16 あんたがたどこさ♪とポンポン
- 18 「よって…ケンのごとし」などと読まないで
- 20 ビギナーが振り下ろして、白のヘリをガツン
- 21 理容師の見習い君、震える手でこの刃物
- 23 期待の新人選手。君は我が社の○○○○だ
- 24 会社のはケータイじゃないから勝手が違うワ

解答欄

--	--	--	--	--	--	--	--

家族の安全を乗せてるタイヤ

# BRIDGESTONE

安全もエコも譲らない。

ブリヂストンのエコ対応商品 



# 人間ドックのキャンペーン

**渋谷法人会員の皆様へ**

平成26年に全フロアの改装工事を実施し、平成27年には本館建物の免震化工事を実施しました。皆様のご協力で大規模地震に耐えうる健診センターに生まれ変わりました。

**リニューアルを記念して平成28年は4月から9月の期間限定で割引キャンペーンをさせていただきます。**

— 是非、この機会にご利用ください。 —

通常の渋谷法人会契約料金 1月～9月は58,320円(税込) 10月～12月は63,720円(税込)

↓

**平成28年の4月～9月に限り 54,000円(税込) でさせていただきます。**

※( 1月～3月は58,320円 / 10月～12月は63,720円 になります。 )

土曜・日曜日も実施しております。また、脳ドック(頭部MRA/MRI)をはじめとした、胸部CT検査、腫瘍マーカー、婦人科検査などの多数のオプション検査もご受診いただけます。

— ご予約・お問い合わせ先 —

TEL: 03-3469-1163

<http://www.pl-tokyo-kenkan.gr.jp/>

渋谷法人会員である旨をお伝え下さい

**PL東京健康管理センター**

〒150-0047 東京都渋谷区神山町17番8号

しぶや法人 第540号 / 平成28年4月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 柳田 道康 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180  
URL <http://www.tohoren.or.jp/shibuya> (会員の購読料は会費に含まれています。)